

自転車のルールを再確認しましょう！

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外*



●自転車は『(軽)車両』です。車道を通行しましょう。

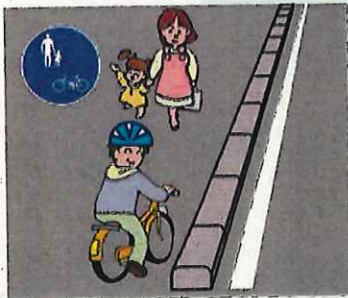
※ 自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道は、自転車で通行することができます。

2 車道は左側を通行



●車道の左端を通行し、右後ろからくる車にも注意しましょう。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



●歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

4 安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライト点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止と安全確認

5 子供はヘルメット着用

駅周辺や商店街など歩行者の多い中を自転車で走行するのは大変危険です。

歩道は歩行者優先ですので、

人混みでは、**自転車の押し歩き**をしましょう。



○過去にはこんなことも・・・

夜間、無灯火の自転車を運転していたAさん（高校生）が、携帯電話に気を取られ、前を歩いていた女性に背後から衝突。女性は歩行困難となった。

Aさんの賠償金額 約5,000万円（平成17年横浜地裁判決）

神奈川県では、「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられています。

交通ルールを遵守することは当然のことですが、万が一の時のために、必ず保険に加入しましょう。